

国土交通省防災業務計画の 改正について

国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室

課長補佐 いしげき たかゆき
石関 隆幸



はじめに

防災業務計画は、防災に関してとるべき措置および都道府県や市町村における地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めたもので、災害対策基本法第36条第1項により、防災基本計画に基づき作成することが決められています。国土交通省では、平成14年に国土交通省防災業務計画を作成し、これまでに5回改正を行ったところですが、今回平成23年12月の防災基本計画の改正や、津波防災地域づくり法の制定等を踏まえ、平成24年9月12日に国土交通省防災業務計画を改正しました。

本稿では、国土交通省防災業務計画の改正の概要について紹介します。



国土交通省防災業務計画について

国土交通省防災業務計画は、災害の種別ごとに、それぞれの災害に対する「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」の段階における諸施策を具体的に定めており、以下に示す16編で構成されています。

第1編 総則

第2編 地震災害対策編

第3編 津波災害対策編（今改正で新設）

第4編 風水害対策編

第5編 火山災害対策編

第6編 雪害対策編

第7編 海上災害対策編

第8編 航空災害対策編

第9編 鉄道災害対策編

第10編 道路災害対策編

第11編 原子力災害対策編

第12編 河川水質事故災害対策編

第13編 港湾危険物等災害対策編

第14編 大規模火事等災害対策編

第15編 その他の災害に共通する対策編

第16編 地域防災計画の作成の基準

本計画は中央省庁再編後の平成14年5月14日に国土交通省として初めて作成されました。その後、東南海・南海地震防災対策や緊急災害対策派遣隊（TEC FORCE）の創設、局地的短時間豪雨対策など、新規施策等を踏まえた改正をこれまで5回行ってきました。最近では平成23年8月に、東日本大震災への対応を通じて明らかになった教訓、課題、改善点等を踏まえた改正を行っています。

今般、平成23年12月に中央防災会議において防災基本計画が改正されたことや、前回の防災業務計画の改正（平成23年8月）以降、津波防災地域

今回の改正のポイント

平成23年8月国土交通省防災業務計画の改正
平成23年12月防災基本計画の改正
津波防災地域づくり法の制定等

これらを踏まえ

防災業務計画の構成を見直し、津波災害対策編を新設

現行計画(震災対策編の一部)

第2編 震災対策編

第1章第1節第6
津波対策の推進等

修正案

第2編 地震災害対策編

第3編 津波災害対策編

東日本大震災の教訓、改善点等を踏まえた記述の充実、追加

- 津波対策の強化
津波防災地域づくり法に基づく津波災害対策の強化について記述
- 災害対応体制の強化
緊急災害対策派遣隊の体制の強化について記述
- 帰宅困難者対策の強化
滞在場所の確保等による帰宅困難者等への支援、公共交通機関の運行状況、道路の状況等に関する情報の適切な提供について記述
その他、前回修正以降の状況の変化や検討等を踏まえた修正
- 公共交通事故被害者等支援の実施に係る記述の追加等
支援の充実に向けた取り組みの実施、被災者への情報提供

防災業務計画について

- 災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき作成
- 中央防災会議が作成する防災基本計画を基本
- 防災に関してとるべき措置および地域防災計画の作成の基準となるべき事項を規定

近年の改正経緯

- 平成20年4月
緊急災害対策派遣隊の創設等に関する改正
- 平成21年6月
防災基本計画の改正、局地的短時間豪雨対策等の新規施策、港湾の開発基本方針等を踏まえた改正
- 平成23年8月
東日本大震災への対応を通じて明らかになった教訓、課題、改善点等を踏まえた改正

図 1 国土交通省防災業務計画の改正

づくり法制定等の防災に関する施策が講じられたことから、防災業務計画の改正を行いました(図1参照)。

3 防災業務計画改定の概要

(1) 津波災害対策編の新設

東日本大震災では、地震の揺れだけでなく、非常に高い津波により、人的被害や建物被害など太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらしました。これを踏まえ、国土交通省では津波対策に関するさまざまな施策を講じてきているところです。

これまでの国土交通省防災業務計画では、津波対策については「第2編 震災対策編」の一部(第1章第1節第6 津波対策の推進等)として記載されていましたが、東日本大震災を踏まえ、津波対策の強化を図るべく計画の構成を見直し、新たに「第3編 津波災害対策編」を新設し、津波災害対策の記載を充実・強化しました。

(2) 津波対策の強化

東日本大震災における甚大な津波被害を踏まえ、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するため、平成23年12月14日に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定されました。本法律の制定を踏まえ、今改正では津波災害対策の基本的な考え方を整理するとともに、本法律に基づく新たな取り組みを記載しました。

【追加・修正した項目】 改正した国土交通省防災業務計画より抜粋

想定する津波とそれに対応した津波災害対策の基本的な考え方は、次によるものとする。

- ・発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策で対

応するものとする。

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防波堤などの構造物によって内陸への侵入を防ぐものとする。津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、基礎調査、その結果を踏まえた津波浸水想定の設定、市町村が作成する推進計画に基づく施設整備、警戒避難体制の整備、津波災害警戒区域の指定等のハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、都道府県及び市町村との連携・協力の下、津波防災地域づくりを推進するものとする。

(3) 災害対応体制の強化

東日本大震災では、全国から緊急災害対策派遣隊（TEC FORCE）を総動員し、最大1日500名を超える隊員を必要な資機材とともに被災地に派遣し、応急対策や被害拡大防止等の活動を実施しました。一方で、未曾有の大災害であったこと、派遣隊の規模が過去になく大きかったこと等はあったものの、被災直後において具体的な派遣先をさらに速やかに決定する余地があったのではないかなど、TEC FORCEの迅速な活動に関わる課題も明らかとなりました。

これらの教訓を踏まえ、大規模災害時において、全国からのTEC FORCEの迅速な派遣や、それぞれの派遣隊の組織を超えた被災地での統合的な運用などが可能となるよう、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成24年国土交通省訓令第31号）を平成24年5月に定め、大臣の指揮監督のもと、被災地での指揮監督権を現地の地方整備局等に集約するなどTEC FORCEの指揮命令系統の明確化を図るとともに、TEC FORCEを専門的に担当する事務局を設置して具体的な活

動計画の策定や隊の管理・運営を行うこととしました。

そこで、防災業務計画に緊急災害対策派遣隊事務局の設置や、大規模自然災害の発生時にTEC FORCEが迅速に活動できるようTEC FORCE活動計画を作成することを記載しました。

【追加した項目】 改正した国土交通省防災業務計画より抜粋

緊急災害対策派遣隊（TEC FORCE）の管理及び運営に係る事務を処理させるため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成24年国土交通省訓令第31号）に基づき、緊急災害対策派遣隊事務局を設置するものとする。

本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊（TEC FORCE）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたTEC FORCE活動計画を作成する。

(4) 帰宅困難者対策の強化

東日本大震災では首都圏でも大きな揺れを観測し、首都圏の鉄道が安全点検のために一旦全て運行を停止し、大都市のターミナル駅周辺等で多くの帰宅困難者が発生しました。また、非常に多くの方が徒歩による帰宅を試みましたが、普段徒歩で移動する機会が少ないことから道路上で帰宅方向がわからなくなる人が多く発生し、道路や公共交通機関の運行情報に関する問い合わせが多数ありました。

そこで、防災業務計画において、帰宅困難者等への支援や情報の適切な提供など、帰宅困難者対策の強化について記載しました。

【追加した項目】 改正した国土交通省防災業務計画より抜粋

首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

(5) 公共交通事故被害者等支援の実施

これまで、航空事故、鉄道事故または船舶事故による被害者等への支援は、事故当事者である交通事業者が主体的に行うものとして、多くを当該事業者委ねてきた傾向がありました。しかし、被害者等への支援は、その内容が広範・多岐にわたることから一交通事業者自らでは対応できないことがあること、また被害者等の心情に照らせば、当該事業者が対応することが適切でない事柄もあることから、国土交通省では平成21年度から「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」を開催し、公共交通における事故による被害者等に対する支援のあり方について検討を行い、平成23年8月にとりまとめを行いました。このとりまとめを踏まえた取り組みを、「第7編 海上災害対策編」「第8編 航空災害対策編」「第9編 鉄道災害対策編」に記載しました。

【追加した項目】 改正した国土交通省防災業務計画より抜粋。ただし、下記項目中の「海上運送事業者」「海上交通」は、「第8編 航空災害対策編」ではそれぞれ「航空運送事業者」「航空交通」、「第9編 鉄道災害対策編」ではそれぞれ「鉄軌道事業者」「鉄軌道交通」とされています。

海上運送事業者、関係機関等と連携の下、被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成

等を図るものとする。

海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画を海上運送事業者が策定するためのガイドラインを作成し、海上運送事業者に対して計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。

非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を海上運送事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

4 おわりに

国土交通省では、今回の改正を踏まえ、津波防災対策や災害応急対応の一層の充実を図るとともに、今後も国土交通省防災業務計画の不断の見直しを行って参ります。特に、平成24年9月に中央防災会議で防災基本計画が修正されたことを受け、修正項目に対する国土交通省防災業務計画の修正や、昨今の国土交通省の新たな施策等を踏まえた修正を、平成25年初旬をめどに行う予定です。

なお、修正した国土交通省防災業務計画は、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/saigai/gyoumukeikaku.html>)よりご覧いただけます。